

## 適格退職年金の受け皿づくりを

2002年4月に施行された確定給付企業年金法では、適格退職年金を10年以内に他の制度に移行するか、廃止することになった。その後の2年間で、適格退職年金の契約件数は7万4千件から5万9千件へと1万5千減った。

この間、受け皿として、確定給付企業年金が数百件、確定拠出企業年金がおよそ1千件、中小企業退職金共済（中退共）が3,400件増加した。つまり、減少した適格退職年金の内、約3分の2は、他の制度に移行せずに廃止されているのである。

適格退職年金は積立基準や受託者責任など、受給権の保護が不十分なため、廃止も仕方ない。しかし、折角積み立ててきた資産を個人に配分してしまうのは、退職金の財源を確保し、老後の所得を保障する上では疑問がある。

中小企業には中退共がある。中堅・大企業に対しても、運用リスクが低く、しかも社外に積立金を持つ、簡便な退職金制度を提供できないだろうか。企業年金連合会を通じた脱退一時金の年金化制度を、適格退職年金に適用することも一案であろう。廃止まであと7年半、適格退職年金の受け皿については、金融機関・行政にさらなる工夫が求められる。

### 《目次》

- ・ (年金運用) : 為替オーバーレイの現状
- ・ (公的年金) : スウェーデンのプレミアム年金にみられる非合理的な投資行動
- ・ (年金運用) : 金利上昇に伴う資産運用の悩み